

9-2：災害時における施設使用及びボランティア支援に関する協定

(加古川市、社会福祉法人加古川市社会福祉協議会、兵庫大学・兵庫大学短期大学部)

加古川市（以下「甲」という。）、社会福祉法人加古川市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び兵庫大学・兵庫大学短期大学部（以下「丙」という。）は、災害時における協力支援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、加古川市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害」という。）において、甲の要請により乙が設置する加古川市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の運営及びセンターに属するボランティア（以下「災害ボランティア」という。）による被災者支援活動（以下「災害ボランティア活動」という。）の円滑な実施のために、丙の施設（以下「大学施設」）の使用及び学生ボランティア活動の支援協力について必要な事項を定めるものとする。

(大学施設の使用目的)

第2条 甲及び乙は、災害時において、次に掲げる用途に供するため丙が指定した大学施設を使用することができる。

- (1) センターの代替施設
- (2) 乙が派遣を要請した災害派遣隊の宿营地、車両拠点及び救援物資拠点
- (3) その他甲及び乙が行う緊急対策業務の活動拠点

2 丙は、前項の要請があったときは、丙の可能な範囲内において前項の支援を行うものとする。

3 丙は、災害時において、通信の途絶等により甲又は乙から第1項の要請が行われない場合にあっては、自主的な判断により、この協定に基づく支援を実施することができる。

(支援要請等の手続)

第3条 甲若しくは乙からの支援要請又は丙からの支援申出は、原則として、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(資機材等の確保)

第4条 甲、乙及び丙は、センター設置及び災害ボランティア活動に必要な資機材その他の物資を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第5条 第2条各号に規定する業務に関し必要な費用は、甲が負担する。ただし、当該業務に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を優先して当該費用に充てるものとする。

2 乙又は丙は、前項に規定する費用の内訳について甲から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(負傷及び事故の補償)

第6条 支援活動に参加した災害ボランティアの負傷又は事故に対する補償については、ボランティア保険の補償によるものとする。

2 前項のボランティア保険の加入に係る費用は、原則として災害ボランティアの自己負担とする。

(平常時における体制整備)

第7条 甲、乙及び丙は、平常時からボランティア団体、地域住民、防災関係機関等と情報交換や訓練等を行い、連携に努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし甲、乙及び丙は、各相手方に対し文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲、乙及び丙は協議のうえ、決定する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年9月19日

甲 加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市
加古川市長 岡田 康裕

乙 加古川市加古川町寺家町177番地の12
社会福祉法人 加古川市社会福祉協議会
理事長 田淵 博之

丙 加古川市平岡町新在家2301
兵庫大学・兵庫大学短期大学部
学長 河野 真